



2 企技第 8 9 号
令和 2 年 4 月 2 4 日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に
関する試行要領の一部改正について (送付)

平成 3 1 年 4 月 2 3 日付け 3 1 企技第 1 4 2 号で送付した東日本大震災の復
旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領の一部を下記のと
おり改正し、令和 2 年 5 月 1 日以降起工するものから適用することとしましたの
でお知らせします。

記

1 改正の概要

土木工事標準積算基準 (現場管理費率) 改正に伴う現場管理費に対する実
績変更対象間接費の割合の改正

※共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象間接費の割合については
公表しておりませんのでご了承ください。



(事務担当 基準管理担当 主査 佐藤 電話 024-521-7461)